

議案第 37 号

栗山町無年金者生活支援給付金支給条例の一部を改正する条例

栗山町無年金者生活支援給付金支給条例（平成 22 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を次のように改める。

- (5) 栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成 19 年条例第 20 号）第 2 条第 3 号に規定する者

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

栗山町無年金者生活支援給付金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(受給資格) 第 2 条 略 (1)～(4) 略 (5) 町税等に滞納がある者 (6)及び(7) 略	(受給資格) 第 2 条 略 (1)～(4) 略 (5) 栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例 (平成19年条例第20号) 第 2 条第 3 号に規定する者 (6)及び(7) 略